

岩手県営建設工事請負契約書例文の一部改正の概要

1 趣旨

令和2年10月に改正建設業法が施行されることを受け、公共工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）が改正されたことから、約款に準じた取扱いをしている岩手県営建設工事請負契約書例文を改正するもの。

2 対象

- (1) 契約書
- (2) 契約書別記
- (3) 契約書様式第6号

3 内容

- (1) 工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定める場合は、その内容を契約書に記載することとした（契約書関係）。
- (2) 改正建設業法において、監理技術者を補佐する者について規定されたところ、この者を設置する場合はこの者の名前を発注者に通知することとした（契約書別記第10条、第12条、第55条及び契約書様式第6号関係）。
- (3) 改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においてもこの工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととした（契約書別記第20条の2関係）。

4 施行時期

令和2年10月1日以降に締結される契約について適用する。